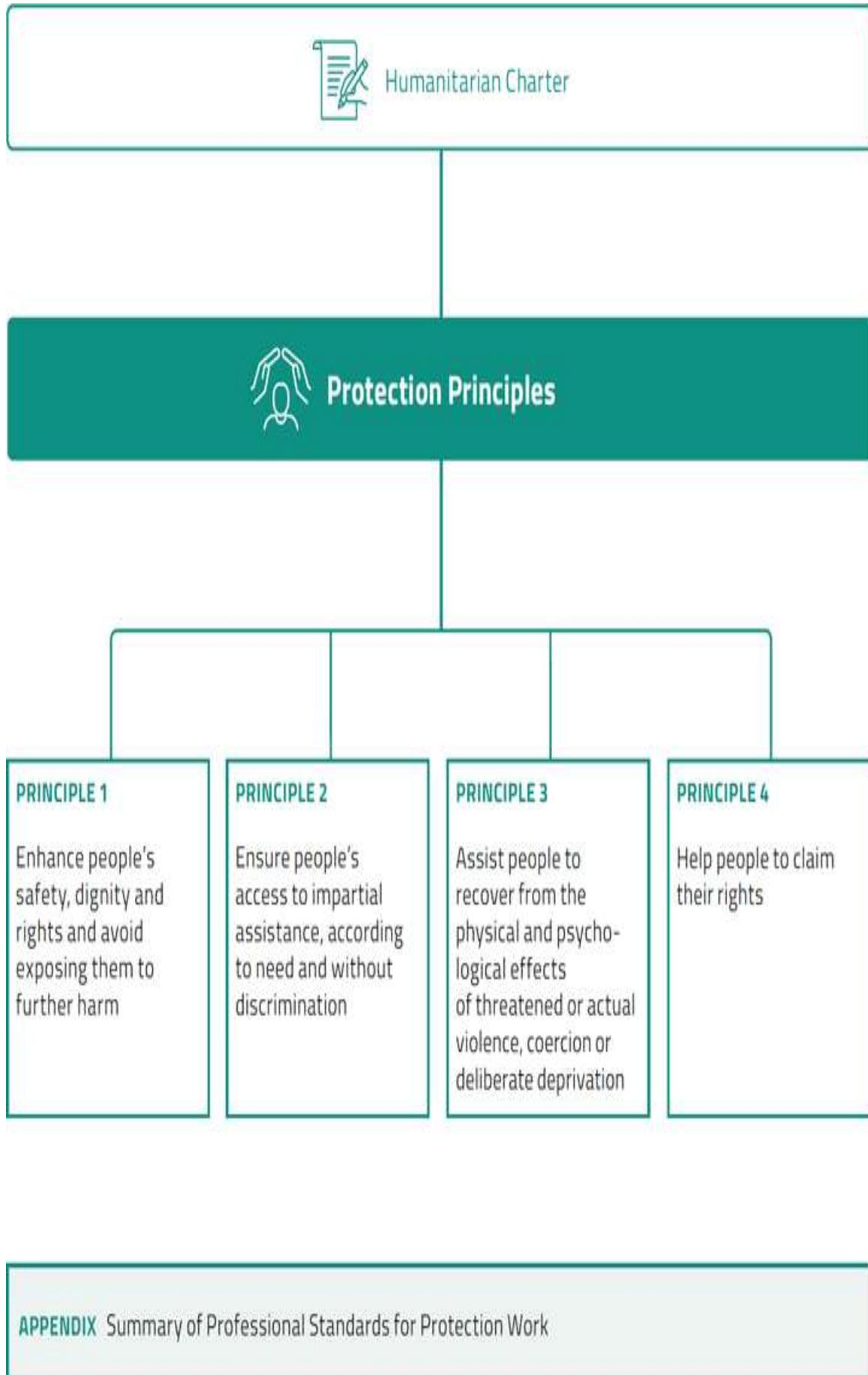


3. 権利保護の原則

DRAFT



目次

[権利保護の原則](#)

[原則1](#)

[原則2](#)

[原則3](#)

[原則4](#)

[付記: 保護支援活動の専門的基準](#)

[参照・参考文献](#)

DRAFT

権利保護の原則

あらゆる人道支援および人道支援従事者の活動は、以下の4つの権利保護の原則に準じて行われる。

1. 人びとの安全、尊厳、権利の保障を高め、人びとを危害にさらさないこと
2. 人びとがニーズに応じた支援を、差別なく受けられるようにすること
3. 脅迫、暴力、抑圧、意図的な剥奪により身体的または精神的な影響を受けた人びとの回復を支援すること
4. 人びとが自らの権利を主張できるようにすること

権利保護の原則は、人道憲章に定められた尊厳ある生活への権利、人道支援を受ける権利、保護と安全への権利を堅持する。これらの保護原則は、人びとを守る活動において、すべての人道支援従事者の役割を明示している。しかしながら、保護責任は国が第一義的に有しており、人道支援従事者の役割および責任はそれを補完するものである。国および他の行政機関は管理下にある区域の人びとの福祉、そして武力紛争の危険に脅かされる市民の安全保障において法的責任を担う。支援や制限などを介して人びとの安全を保障する最終的な責任を有するのは、国および他の行政機関である。人道支援従事者の役割は、行政機関がその責を果たすことを促し、機関が十分にその責務を果たせない際には、引き起こされた結果に直面する人びとへの支援を行うことである。

この章では、人道支援組織が人びとの安全、支援へのアクセス、暴力からの回復や、権利の主張などの支援を通して、どのように保護に貢献できるかの指針を示している。

権利保護とは、災害や武力紛争の影響を受ける人びとの安全、尊厳、権利に関わるものである。機関間常設委員会 (The Inter-Agency Standing Committee : IASC)は、以下のように権利保護を定義している。

「国際人権法、国際人道法、国際難民法などの関連する法律と精神に則り、個人の権利を完全に尊重することを目的としたすべての活動」

広義での権利保護は、影響を受けた人びとの権利および国際法において義務を負う者の義務内容が差別なく理解、尊重、保護され、履行されることを確実にするために活動する人道支援および人権保護の取り組みすべてを包含する。

保護とは人びとを暴力、強要、意図的な剥奪から守るための行動をとることである。どのような人道危機においても、地域社会全体が影響を受けるような優先度の高い保護に関する問題は発生することが多く、効果的な対応が求められる。保護に関する支援には、影響を受けた人びとへの国際的な人道主義、難民、人権の3つの国際法規の軽視から発生する深刻な被害を含めたリスクを理解し、対処することが必須である。

原則を実践すること

スフィア最低基準を実践する者は、明確な保護の義務や保護の専門スキルがなくても、権利保護の原則に従って支援を行わなければならない。実践には現地の状況を把握し、暴力および人びとを危険にさらすリスクを防止、制限、または終了させる行動を含む。情報を提供し、人びとが自分の状況や回復について、よく理解した上での意思決定を行う支援をすることは不可欠である。

権利保護に特化した支援組織は、これらの原則も満たした上で、補完的基準を満たすことが求められるべきである。権利保護に特化した支援とは、次のような特定分野に焦点を当てた単独のプログラムがある。

- 子どもの保護
- ジェンダーに基づいた暴力
- 住宅、土地、財産の権利

- 地雷対策
- 法の支配と司法
- 法律相談
- 人権擁護と弁護
- 国内避難民
- 難民の権利

家族の搜索、文書の更新、データの保護、その他保護支援活動の専門的基準については、[④ 参考文献](#) および [付録: 保護支援活動の専門的基準](#) 参照。

権利保護の活動

権利保護関連の活動は防止、対応、救済、環境整備の側面で行われる。保護原則を守るにはこれらの活動を組み合わせる必要がある。

- **防止**：安全、尊厳、権利への脅威の発生を防止すること。またはこれらの脅威が起こす被害や脆弱性の軽減を行うこと
- **対応**：暴力、抑圧、剥奪の事態に即座に対処し、目の前の暴力・権利侵害を止めること
- **救済**：人びとの尊厳回復のために、心理社会的支援を含む保健医療、法的支援、その他の支援を提供し、進行中または過去の人権侵害に対する救済を提供すること
- **環境整備**：影響を受けている人びとの権利の完全な尊重を促進する政策、社会的、文化的、制度的、そして法的な環境の整備。国際法に基づいて、権利の尊重を促進することも含まれる。

アドボカシーは、公的か民間かに関わらず上述の4つの活動すべてに共通する。人びとに影響を与える脅威が、意図的な決断、行動や政策から来る場合、人道支援や人権保護に取り組む組織は影響を受けた人びとの権利を脅かす決断、行動または政策の変更要求を主張すべきである。アドボカシーには、差別的な政策や法的枠組みの変更を求めただけでなく、脅威を引き起こす個人や組織の言動に影響を与えたり、実際に変えさせるよう働きかけることも含まれる。また、安全確保およびリスクへの曝露を減らすために、影響を受けた人びとと自身が努力することを支援することも含まれる。

権利保護の原則 1:

人びとの安全、尊厳、権利の保障を高め、人びとを危険にさらさないこと

人道支援従事者は、人道支援が起こしうる負の影響も含めた、人びとにおよぶ全体的なリスクと脆弱性を減らすための措置を講じる

この原則には以下の要素も含む：

- 各状況下での権利保護に関するリスクを理解する
- 尊厳を持って自身のニーズを充たそうとする人びとにおよぶリスクを軽減する

- 人びとをさらなる身体的な危険、暴力、虐待にさらさない環境下で支援を提供する
- 人びとが持つ自らを守る能力が発揮できるよう擁護する

Central to this principle is the importance of avoiding negative effects caused by humanitarian programming

この原則の中心となるのは、人道支援の計画によって引き起こされる負の影響を回避することの重要性である* [人道支援の必須基準 \(CHS\) コミットメント 3](#) 参照。

ガイダンスノート

状況分析：状況を理解し、人道支援が引き起こしうる人びとの安全、尊厳、権利への影響を予測する。影響を受けた女性、男性、少女、少年の個人やグループと協力して、時間の経過の中で起こる状況の変化に応じて定期的なリスク分析を行うこと。

以下のリストは網羅的ではないが、分析の基礎となりうる項目である。

- 影響を受けた人びとのグループ全体の権利保護への脅威、リスク、脆弱性要素はどのようなものか。それらのリスクを最小限に抑えるために人びとは何ができるか。
- 特定のリスクに直面しているグループは存在するか。存在するときの原因は何か、民族、カースト、階級、ジェンダー、年齢、障がいまたは性的指向などを可能性のある原因として考えてみる。
- 人びとが支援を受けることや、意思決定に参加することを妨げる障壁はあるだろうか。安全面、社会的または物理的障壁、情報提供のなされ方などが可能性のある障壁である。
- 地域のコミュニティは自分たちの安全確保のためにどのような取り組みをしているだろうか。どのように人道支援組織がこれらの努力を損なうことなく、支援していけるのだろうか。自分たちを守ろうとしている人びとにおよぶリスクはあるだろうか。
- 性取引、児童婚、児童労働、危険を伴う移住など好ましくない対処方法を行っている人びとは存在しているか。潜在的な脆弱性を緩和するために何ができるか。
- 人道支援が人びとを物資配布拠点で危険にさらしたり、受援地域コミュニティ内やコミュニティ間の分裂を引き起こすなど、意図しない負の影響を及ぼしていないか。このリスクを減らすためできることは何か。
- 強制的なHIV検査、同性愛関係の違法化など権利保護の原則を脅かすような懲罰的な法律が存在するか。

高リスクな人びとを含んだ地域社会との情報交換と説明責任を果たす仕組みを確立、維持し、権利保護に関する課題を特定し課題に対処する。

課題の原因となっている政策やその政策の実施に正当性を与える活動を行うことで、**人びとの権利侵害に加担することがないようにする**。例えば、政治的または軍事的理由による強制的な人びとの移動を支援、または不適切な協力者や業者との取引は紛争を間接的に悪化させることがある。支援には難しい選択と決断が伴うことが予測されるが、状況が変化するに応じて、再検討される必要がある。

人道支援：支援が提供される方法と実施環境によっては、危害、暴力、抑圧に対する人びとの脆弱性が増す恐れがある。

- 可能な限り安全な環境で支援を提供し、脅威や脆弱性を最小限に抑える方法を積極的に探す。例えば、すべての人びとが安全にアクセスできる場所で教育と保健医療を提供する、など。Ⓜ [INEE ハンドブック](#) 参照。
- 身体的および性的暴力から人びとを守る支援を行う際には、可能な限りの適切な措置を取る。例えば、貴重品や現金給付型支援は略奪の対象となり、受け取り手に害がおよぶ危険性がある。
- 人びとが、リスクを避けながら基本的なニーズを満たせる安全な方法を見つける手助けをする。例えば、危険地域で薪を集める必要性を減らせるように代替燃料を提供する。
- 少年少女を保護し、児童労働、拉致、家族からの離別などのさらなるリスクを生みださない活動を計画するⓂ [CPMS ハンドブック](#) 参照。
- 政府当局および専門機関と連携し、支援提供地域からの地雷除去と不発弾を撤去する。Ⓜ [国際地雷対策基準](#) 参照。
- 人びとの安全、尊厳、権利に影響を与えうる、環境への意図しない影響を考慮する。
- 高リスクグループや彼らが信頼する組織を含めた、地域社会のさまざまな人びとや組織と話しあい、最も適した支援の方法を把握する。例えば、障がいのある人びとと協議して支援方法を決定する。彼らまたは彼らの代理として支援を受け取る人びとのウェルビーイングにさらなるリスクが発生するようなことがあってはならない。

コミュニティ保護の体制：人びとが自分や家族、コミュニティを守るための手段を理解する。地域社会が主体となる自助努力を支援する。人道的介入によって、人びと自身や他人を守る能力が損なわれてはならない。

取り扱い注意の情報：人道支援従事者が情報を記録し共有した結果が、人びとを危険にさらすことがないように厳重に注意する。情報の収集と使用に関する方針を設ける。その方針をもって、情報が安全に使用され、インフォームドコンセントの原則を遵守することができる状況をつくる。このような配慮なくしては、生存者と職員に危険がおよぶ可能性がある。

権利保護の原則 2:

人びとがニーズに応じた支援を、差別なく受けられるようにすること

人道支援従事者は、人びとが支援にアクセスする際の障壁を特定し、ニーズに応じた支援が差別なく提供されるよう措置を講じる。

この原則には以下の要素を含む：

- 関係する法律および人道の原則に基づき、人びとの基本的ニーズを故意に奪う行為に対して対抗措置をとるⓂ [人道憲章](#) 参照。
- 人びとがニーズに基づいた支援を受け、いかなる差別も受けないことを保証する。
- 影響を受けたすべての人びとに支援が行き届くことを保証する。

この原則の中心となるのは、地域社会には必要とする人道支援へのアクセスが保証されていなければならないという理念である。Ⓜ [人道支援の必須基準 \(CHS\) コミットメント 2](#) 参照。

ガイドランスノート

Impartiality: Prioritise assistance on the basis of need alone and provide assistance in proportion to need. This is the principle of impartiality affirmed in the Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief Humanitarian organisations should not focus uniquely on a particular group (for example, displaced people in a campsite or specific minority groups) if this focus is to the detriment of another group in the affected population that is in need.

公平性： ニーズのみに基づいて支援の優先順位を決定し、ニーズに応じた支援を提供する。これが、「災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織(NGOs)のための行動規範」に定められている公平性である* [付録2](#) および [人道憲章](#) 参照。人道支援組織が特定の集団（避難所／難民キャンプ内の避難者や特定の少数グループ）のみに集中した支援を行い、他の人びとに不利益をもたらすような支援は避けなくてはならない。

人道支援を受ける権利： 危機の影響を受けた人びとの持つ人道支援を受ける権利を擁護する。人びとの基本ニーズが満たされず、関係行政機関が対応することが難しい場合、人道支援組織による公平な支援は拒否されるべきではない。このような拒絶は特に武力紛争状況では、国際法に違反する。危機の影響を受けた人びとが、人道支援と保護を受けるために特別な法的根拠は不要である。

政府機関は、人道的なニーズの存在を否定したり、官僚的な障壁を使って人道支援従事者の活動を制限すべきではない。

アクセス障壁： 人道支援への人びとのアクセスをモニタリングし、彼らが直面しているかもしれない障壁を特定し把握、可能な限りの対応措置を行う。

- 移動の自由の権利や人道支援への物理的なアクセスを妨げる障壁を考慮する。これには、封鎖、地雷、検問所などが含まれる。武力紛争下で検問所を設けられることがあるが、その際に影響を受けた特定の人びとが差別されたり、人道支援へのアクセスが不当に妨害されてはならない。
- 特定のグループや個人により公平な支援へのアクセスが妨げられ、不公平な支援が引き起こされる可能性に留意する。このような公平な支援へのアクセスの妨げは、女性、子ども、高齢者、障がい者や少数民族の差別につながっている可能性がある。同時に、民族、宗教、政治、性的指向、ジェンダー、言語、その他の事柄も人びとの支援へのアクセスを妨げる可能性がある。
- 権利とフィードバックの仕組みを、理解しやすい形式と言葉で伝える。障がい者、路上生活をする子ども、またはアクセスしにくい地域に住む子どもなど見えにくい脆弱グループへのアウトリーチを進め、支援への安全なアクセスを促進する。

権利保護の原則 3:

脅迫、暴力、抑圧、意図的な剥奪により身体的または精神的な影響を受けた人びとの回復を支援すること

人道支援従事者は、あらゆる形の侵害や暴力の被害者に対して、適時、追加支援へつなげることを含む、即時かつ継続的な支援を提供する。

この原則には以下の要素を含む：

- 被害者を適切な支援サービスにつなげる。

- 影響を受けた人びとがさらなる暴力、抑圧、剥奪の対象にならないよう適切な措置を講じる。
- 地域社会における人びとの、尊厳と権利の回復、そして安全を守る自助努力を支援する。

この原則の中心となるのは、危機状況から影響を受けた地域社会や人びとが、調整され相互補完的な支援を受けるべきであるという理念である。⊕ [人道支援の必須基準 \(CHS\) コミットメント 6](#) 参照。

ガイダンスノート

照会：既存の支援ネットワークの有無を確認しながら、暴力からの影響を受けた人びとが適切なサービスに安全にアクセスすることを支援する。人びとのなかには被害を受けても支援を求めない人もいる。このような場合、支援を求めることを妨げる障壁を把握し、障壁に応じた支援ネットワークを活用する。

身体的またはジェンダーに基づく暴力の被害者が、保健医療サービス、警察による保護、精神保健、心理社会的支援、その他のサービスにアクセスできるような支援をする。これらのサービスの内容は、性別、年齢、障がい、性的指向、およびその他の関連した項目に配慮がなされたものでなくてはならない⊕ [人道行動におけるジェンダーに基づく暴力への統合的介入のための機関間常設委員会ガイドライン](#) 参照。

暴力、搾取、虐待、ネグレクトの被害者である子どもを支援する、安全で効果的な児童保護サービスに関わる支援ネットワークの確立と運用を行う。

コミュニティの活動：コミュニティの人びとの主体性を回復させ、コミュニティの安全性を高める地域活動や自助活動を支援する。

個人、家族およびコミュニティに対する保護の仕組みと精神保健・心理社会的サポートの仕組みを支援する。上述の仕組みの支援には、人びとが状況を話しあったり、保護に関する懸案事項を特定し、具体的な対策を立案計画することが含まれる。

ユースグループ、女性グループ、宗教団体などの地域の団体が、非暴力的な自己防衛をする取り組みや、脆弱性の高い人びとを支援することを援助する。

慣習にとらわれない多様な形の家族を含めた世帯が、可能な限り各家族一緒に過ごせるようにする。また、同じ集落や互助機能のあるグループが同じ区域に住めるようにする。

文化的に適した埋葬、宗教儀式および慣習、無害な文化的または社会的慣習など、公共性と有益性が高い地域の活動を支援する。

現在進行中の迫害に対するモニタリングおよび報告：人権侵害の報告の方法を把握し、取り扱いに注意を要する情報の安全な共有に関する手続きと政策をモニタリングする。⊕ [権利保護の原則 1](#) および [付記: 保護支援活動の専門的基準](#) 参照。

進行中の迫害についても協働機関および専門機関とともに議論、対処する必要がある。人びとの保護責任を第一に担うのは、現地の政府および他の関係行政機関である。専門機関と協力し、法的責任または保護を提供する能力を有する組織を特定し、責任を全うするよう働きかける。

警察、軍隊、平和維持軍など治安や法の執行を司る機関は、人びとの物理的な安全を確保する上で重要な役割を果たしている。適切かつ安全であるならば、支援者は人権侵害の発生を警察、法執行機関、軍従事者に知らせることを躊躇してはならない。

武力紛争下では、国際人道法に明記されている学校や病院など重要なサービスを提供する機関に目を配り、それらに対するいかなる攻撃も報告する。これらの場所で起こりうる拉致または強制連行のリスクを減らすよう、具体的な努力をする

取り扱いに注意を要する情報の管理：人道支援組織は、人権侵害を把握した際や、虐待を目撃した際の対応方法と、専門家や専門機関への相談の方法に関する指針と手順を備え、支援者が実践できるよう指導すべきである。情報の守秘義務は、上述の活動方針の中で明記されているべきである。

目撃証言、ある特定集団の詳細な情報、人物を特定できる画像は、人びとを危険にさらす可能性を持つ機微情報である。特定の虐待または迫害に関する取り扱いに注意を要する情報は、専門技術、システム、能力、取り扱い手順を持つ専門機関が収集すべきである* [付記: 保護支援活動の専門的基準](#) 参照。

権利保護の原則 4:

人びとが自らの権利を主張できるようにすること

人道支援従事者は、影響を受けたコミュニティが情報や文書を通じて自らの権利を主張し、権利の尊重を推進する彼らの努力を支援する。

この原則には以下の要素を含む：

- 人びとが自分たちの権利を主張することを支援し、政府や他団体からの救済にアクセスすることを支援する。
- 人びとが必要とする証明書類を確保することを支援する。
- 人びとの権利と国際法の十分な尊重を擁護し、より強固な人権保護環境の構築に貢献する。

この原則の中心にあるのは、危機の影響を受けた人びとが自分たちの権利と資格を認識すべきだという理念である。* [人道支援の必須基準 \(CHS\) コミットメント 4](#) 参照。

ガイダンスノート

アクセス可能な情報：人びとが自分の権利を理解し主張できるよう、教育の機会と情報を提供する。例えば、帰還と移住の選択肢に関して、人びとが有する権利に関する情報を提供する。国の法律や規制に基づいて人びとに権利を伝えるためには、法的支援を提供する専門機関と協力する。

影響を受けた人びとが理解できる言語で情報を提供する。可能な限り広くアクセスできるように、複数の形式（書面、写真やイラストなどの画像媒体、音声など）を使用する。年齢、性別、教育レベル、母語の違いを考慮して、複数のグループで情報の理解度を確認すること。

文書：人びとは一般に、特定の証明文書を有しているかどうかにかかわらず、権利を有する存在である。ただし、出生証明書、結婚証明書、死亡証明書、パスポート、土地の所有権利書、教育に関する証明書などのいくつかの書類の所持していないことは、権利や資格を主張することを難しくする場合がある。こうした場合、これらの文書の発行した組織または代理発行できる組織に問い合わせる。

行政によって認められている法的文書は、人道支援組織が発行する配給カードや登録書類などの文書と混同されるべきではない。人道支援組織から誰が支援を受けられるかは、行政が発行した文書に左右されてはならない。

法的支援と司法制度へのアクセス：人びとは権利を侵害された時、政府や関係行政機関に法的措置と救済措置を求める権利を持つ。救済措置には損失に対する補償や返還も含む。人びとにはまた、法のもとに加害者が裁かれることを要求する権利がある。

法的救済を求めることを選んだ人びとが安全に司法制度にアクセスできるよう支援する。照会状が有効なものであるためには、支援者は法的支援を提供できる機関を特定した上で作成しなければならない。

司法プロセスが被害者にさらなる害を及ぼす可能性がある場合は、司法へのアクセスを促すことは避ける。例えば、保健医療提供者とジェンダーに基づく暴力に関する支援関係者は、医療における法制度や国内の性暴力に関する法律がどのようなものであるか知らなくてはならない。被害を受けた患者情報の開示を制限する法律が存在する場合は、その旨を被害者に伝えなくてはならない。このような法制度は被害者の治療の継続や通報についての意思決定を左右する事柄ではあるが、支援者は被害者の意思を尊重しなくてはならない。☉ [保健医療:セクシュアル・リプロダクティブヘルスの基準 2.3.2](#) 参照。

危機状況下、影響を受けた地域社会は、コミュニティレベルでの仲裁といった通常とは異なる非公式の紛争解決の手段がとられることがある。このようなサービスがある場合は、人びとにその存在とアクセス方法を周知させる。

土地と所有権は、係争の大きな要因になる可能性がある。行政と地域社会が協働して、居住権や所有に関する問題を解決するよう支援する。

付記

保護支援活動の専門的基準

武力紛争とその他暴力的な状況下では、危害を被る可能性のある一般市民の保護が不可欠である。効果的な保護支援活動には、専門的能力に加えて、保護に関する支援を行うすべての支援者が最低基準を共通認識として持ち、遵守することが求められる。

保護支援活動の専門的基準は、人道支援および人権保護活動の中で共通認識として共有され、影響を受けた人びとへの保護が有効かつ有益であるために定められた。この基準は権利保護の原則を補完するものである。

専門的基準は、人びとを中心とした人道支援でなくてはならないことを強調している。そして、直面する脅威やリスクに対する保護支援を分析、計画、モニタリングする上で重要な役割を果たす。人びとの物理的な安全を高め、さらに、支援は暴力や迫害といった危機にさらされている人びとの権利や尊厳が確固たるものになるよう働きかけなければならない。

人道支援従事者によって行われる活動の支援は幅広いが、すべての支援者が権利保護の原則に沿った保護の意識を支援に組み込むことが不可欠である。専門的基準をまず遵守すべき支援者は、武力紛争とその他の暴力的状況下における保護に関する支援を行う専門職者とその組織である。

本基準は、組織が組織方針、ガイドラインや研修資料を作成、改訂する際の基盤にすべき事項を示している。支援現場で保護に関する支援を立案し、実施するための参考資料でもあり、さらには、新たな着想を与えてくれるかもしれない。本基準は他の分野の支援者や利害関係者にとって、危機の影響を受けた人びととコミュニティの安全を高める支援が専門職によって行われる重要性を理解するのにも有益である。

専門的基準は、保護支援の活動を規制したり、支援の多様性を妨げたりするのではない。むしろ、他の専門的原則を補完し、保護支援の実践者が基準を指針と研修に組み入れられるようになることを意図している。

2018年度版の専門的基準は次のように構成されている：

1. 保護支援における原則を広く知らしめること
2. 保護に関する戦略を精練する
3. 保護に関する制度を明文化する
4. 保護に関する法の基盤を構築する
5. 相互補完性を高める
6. 保護支援の成果のデータ化と情報を管理する
7. 専門的能力を担保する

この基準は、保護情報管理に関する具体的なガイダンスとともに、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）の可能性と、データの保護に関する法律の整備についても考慮している。

人道支援組織、人権擁護組織と国連平和維持活動およびその他国際的に使命を持った軍隊や警察間での対話は、人びとの保護を保証し支援成果を出すためにしばしば必要になる。専門的基準はこの対話において原則に基づいたアプローチを保つ中核となる。

国、地域、国際レベルでのテロ対策法に基づいた「暴力的過激派」への対抗努力も**専門的基準**で取り上げられており、本法がどのように保護活動に影響するかも解説している。

保護支援活動の専門的基準は、国際赤十字委員会（ICRC） e-book ストアからダウンロード可能（英語）：<https://shop.icrc.org/e-books/icrc-activities-ebook.html>.

DRAFT

参照・参考文献

保護活動全般：背景と手段

Minimum Agency Standards for Incorporating Protection into Humanitarian Response – Field Testing Version. Caritas Australia, CARE Australia, Oxfam Australia and World Vision Australia, 2008. <https://drc.ngo>

Policy on Protection in Humanitarian Action. IASC, 2016. www.interagencystandingcommittee.org

Professional Standards for Protection Work Carried Out by Humanitarian and Human Rights Actors in Armed Conflict and Other Situations of Violence. ICRC, 2018. <https://shop.icrc.org>

ジェンダーに基づく暴力

Guidelines for Integrating Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Action: Reducing risk, promoting resilience, and aiding recovery. IASC, 2015. gbvguidelines.org

居住、土地、財産の権利

Principles on Housing and Property Restitution for Refugees and Displaced Persons. OHCHR, 2005. www.unhcr.org

国内避難民

Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons. Global Protection Cluster, 2010. www.globalprotectioncluster.org

精神保健、心理社会的サポート

IASC Guidelines on Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings. IASC, 2007. <https://interagencystandingcommittee.org>

地雷対策

International Mine Action Standards. www.mineactionstandards.org

高齢者および障がい者

Humanitarian Inclusion Standards for Older People and People with Disabilities. Age and Disability Consortium as part of the ADCAP programme. HelpAge, 2018. www.helpage.org

子どもおよび子どもの保護

INEE Minimum Standards for Education: Preparedness, Response, Recovery. INEE, 2010. www.ineesite.org/en/minimum-standards

Minimum Standards for Child Protection in Humanitarian Action: Alliance for Child Protection in Humanitarian Action, 2012. <http://cpwg.net>

参考文献

For further reading suggestions please go to www.spherestandards.org/handbook/online-resources

関連文献

保護活動全般：背景と手段

Aide Memoire: For the Consideration of Issues Pertaining for the Protection of Civilians. OCHA, 2016.
https://www.unocha.org/sites/unocha/files/Aide%20Memoire%202016%20II_0.pdf

Enhancing Protection for Civilians in Armed Conflict and Other Situations of Violence. ICRC, 2017.
www.icrc.org/eng/resources/documents/publication/p0956.htm

FMR 53: Local communities: first and last providers of protection. University of Oxford and Refugee Studies Centre, 2016. www.fmreview.org/community-protection.html

Gioffi Caverzasio, S. *Strengthening Protection in War: A Search for Professional Standards*. ICRC, 2001.
<https://www.icrc.org/en/publication/0783-strengthening-protection-war-search-professional-standards>

Growing the Sheltering Tree – Protecting Rights through Humanitarian Action – Programmes & practices gathered from the field. IASC, 2002.
www.globalprotectioncluster.org/assets/files/tools_and_guidance/IASC_Growing_Sheltering_Tree_2002_EN.pdf

Operational Guidelines on the Protection of Persons in Situations of Natural Disasters. IASC, 2011.
www.ohchr.org/Documents/Issues/IDPersons/OperationalGuidelines_IDP.pdf

O’Callaghan, S. Pantuliano, S. *Protective Action: Incorporating Civilian Protection into Humanitarian Response*. HPG Report 26. ODI, 2007. <https://www.odi.org/sites/odi.org.uk/files/odi-assets/publications-opinion-files/1640.pdf>

Protection and Accountability to Affected Populations in the HPC (EDG Preliminary Guidance Note). IASC, 2016.
www.interagencystandingcommittee.org/system/files/edg_aap_protection_guidance_note_2016.pdf

Protection Mainstreaming Training & Sector-Specific Guidance. Global Protection Cluster.
www.globalprotectioncluster.org/en/areas-of-responsibility/protection-mainstreaming

Safety with Dignity: A field manual for integrating community-based protection across humanitarian programs. Action Aid, 2009. www.actionaid.org/sites/files/actionaid/safety_with_dignity_actionaid_2009.pdf

Statement on the Centrality of Protection in Humanitarian Action. IASC, 2013.
https://interagencystandingcommittee.org/sites/default/files/centrality_of_protection_in_humanitarian_action_statement_by_iasc_princi.pdf

Slim, H. Bonwick, A. *Protection – An ALNAP Guide for Humanitarian Agencies*. ALNAP, 2005.
www.alnap.org/resource/5263

自己防衛対策と能力

Local Perspectives on Protection: Recommendations for a Community-based Approach to Protection in Humanitarian Action. Local to Global Protection, 2015. www.local2global.info/wp-content/uploads/L2GP_pixi_Final_WEB.pdf

Thematic Policy Document no 8 – Humanitarian Protection: improving protection outcomes to reduce risks for people in humanitarian crises, page 24. DG ECHO, EC, 2016. ec.europa.eu/echo/sites/echo-site/files/policy_guidelines_humanitarian_protection_en.pdf

現金給付型支援

Guide for Protection in Cash-based Interventions. UNHCR and partners, 2015.

www.globalprotectioncluster.org/assets/files/tools_and_guidance/cash-based-interventions/erc-guide-for-protection-in-cash-based-interventions-web_en.pdf

障がい者

Including Children with Disabilities in Humanitarian Action: Child Protection. UNICEF, 2017.

training.unicef.org/disability/emergencies/protection.html

Need to Know Guidance: Working with Persons with Disabilities in Forced Displacement. UNHCR, 2011.

www.unhcr.org/4ec3c81c9.pdf

Washington Group on Disability Statistics. 2018. www.washingtongroup-disability.com

ジェンダーに基づく暴力

Building Capacity for Disability Inclusion in Gender-based Violence Programming in Humanitarian Settings: A Toolkit for GBV Practitioners. Women's Refugee Commission & International Rescue Committee, 2015.

www.womensrefugeecommission.org/?option=com_zdocs&view=document&id=1173

Ethical and safety recommendations for researching, documenting and monitoring sexual violence in emergencies. WHO, 2007.

http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/43709/9789241595681_eng.pdf;jsessionid=9834DA17763D28859CAD360E992A223B?sequence=1

Gender-based Violence Against Children and Youth with Disabilities: A Toolkit for Child Protection Actors. Women's Refugee Commission, ChildFund International, 2016.

www.womensrefugeecommission.org/populations/disabilities/research-and-resources/1289-youth-disabilities-toolkit

居住、土地、財産の権利

Checklist of Housing, Land and Property Rights and Broader Land Issues Throughout the Displacement Timeline from Emergency to Recovery. Global Protection Cluster, Housing, Land and Property Area of Responsibility, 2009.

Handbook on Housing and Property Restitution for Refugees and Displaced Persons. Implementing the "Pinheiro Principles". Internal Displacement Monitoring Centre, FAO, OCHA, Office of the UN High Commissioner for Human Rights, UN-Habitat and UNHCR, 2007.

www.unhcr.org/refworld/docid/4693432c.html

Land and Natural Disasters: Guidance for Practitioners. UN Human Settlements Programme. UN-Habitat, FAO, Global Land Tool Network and Early Recovery Cluster, 2010. <https://unhabitat.org/books/land-and-natural-disasters-guidance-for-practitioners/>

国内避難民

Addressing Internal Displacement: A Framework for National Responsibility. Brookings Institution – University of Bern Project of Internal Displacement, 2005. <https://www.brookings.edu/research/addressing-internal-displacement-a-framework-for-national-responsibility/>

Bagshaw, S. Paul, D. Protect or Neglect? Toward a More Effective United Nations Approach to the Protection of Internally Displaced Persons. Brookings-SAIS Project on Internal Displacement and UNOCHA, Interagency Internal Displacement Division, 2004. <https://www.brookings.edu/research/protect-or-neglect-toward-a-more-effective-united-nations-approach-to-the-protection-of-internally-displaced-persons/>

Framework on Durable Solutions for Internally Displaced Persons. IASC, 2010.

www.brookings.edu/research/iasc-framework-on-durable-solutions-for-internally-displaced-persons/

Implementing the Collaborative Response to Situations of Internal Displacement: Guidance for UN Humanitarian and/or Resident Coordinators and Country Teams. IASC, 2004.

www.refworld.org/pdfid/41ee9a074.pdf

UN Guiding Principles on Internal Displacement. UN Economic and Social Council, 1998.

www.unhcr.org/protection/idps/43ce1cff2/guiding-principles-internal-displacement.html

精神保健、心理社会的サポート

Community-based Protection and Mental Health & Psychosocial Support. UNHCR, 2017.

www.unhcrexchange.org/communities/9159/contents/347734

Mental Health and Psychosocial Support (MHPSS) in Humanitarian Emergencies: What Should Protection Programme Managers Know? IASC Reference Group on Mental Health and Psychosocial Support, 2010.

https://interagencystandingcommittee.org/system/files/legacy_files/MHPSS%20Protection%20Actors.pdf

高齢者

Humanitarian Action and Older Persons: An essential brief for humanitarian actors. WHO, HelpAge International, IASC, 2008.

www.globalprotectioncluster.org/assets/files/tools_and_guidance/IASC_HumanitarianAction_OlderPersons_EN.pdf

子どもおよび子どもの保護

Handbook for Professionals and Policymakers on Justice in matters involving child victims and witnesses of crime. UNODC, 2009. https://www.unodc.org/documents/justice-and-prison-reform/hb_justice_in_matters_professionals.pdf

Integrated Disarmament, Demobilization, and Reintegration Standards. UN-DDR, 2006.

www.unddr.org/iddrs.aspx

Inter-agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children. ICRC, International Rescue Committee, Save the Children, UNICEF, UNHCR and World Vision, 2004.

www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc_002_1011.pdf

INSPIRE: Seven Strategies for Ending Violence against Children. WHO, 2016.

www.who.int/violence_injury_prevention/violence/inspire/en/

Paris Principles and Commitments to Protect Children from Unlawful Recruitment or Use by Armed Forces or Groups. UNICEF, 2007. https://www.unicef.org/protection/57929_58012.html

Responding to the Worst Forms of Child Labour in Emergencies. CPWG, 2010. http://cpwg.net/wp-content/uploads/sites/2/2014/12/Review_Responding_to-WFCL_in_Emergencies_final.pdf

HIV

Consolidated Guidelines on HIV Prevention, Diagnosis, Treatment and Care for Key Populations. Update. WHO, 2016. www.who.int/hiv/pub/guidelines/keypopulations-2016/en/

Implementing Comprehensive HIV and STI Programmes with Transgender People: Practical guidance for collaborative interventions. UNDP, 2016. www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/hiv-aids/implementing-comprehensive-hiv-and-sti-programmes-with-transgend.html

Implementing Comprehensive HIV and HCV Programmes with People Who Inject Drugs: Practical guidance for collaborative interventions. UNODC, 2017. www.unodc.org/unodc/en/hiv-aids/new/practical-guidance-for-collaborative-interventions.html

Implementing Comprehensive HIV/STI Programmes with Sex Workers: Practical approaches from collaborative interventions. WHO, 2013. www.who.int/hiv/pub/sti/sex_worker_implementation/en/

Implementing Comprehensive HIV/STI Programmes with Men Who Have Sex with Men: Practical guidance for collaborative interventions. UNFPA, 2015. www.who.int/hiv/pub/toolkits/msm-implementation-tool/en/

Joint United Nations Statement on ending discrimination in health care settings. WHO, 2017. www.who.int/mediacentre/news/statements/2017/discrimination-in-health-care/en/

LGBTQI の人びとと多様な性的指向、ジェンダーアイデンティティと表現、性的特徴

Joint UN Statement on ending violence and discrimination against lesbian, gay, bisexual, transgender and intersex (LGBTI) people. OHCHR, 2015. www.ohchr.org/EN/Issues/Discrimination/Pages/JointLGBTIstatement.aspx

Mean Streets: Identifying and Responding to Urban Refugees' Risks of Gender-Based Violence – LGBTI Refugees. Women's Refugee Commission, 2016. <https://www.womensrefugeecommission.org/gbv/resources/document/download/1284>

Training Package on the Protection of LGBTI Persons in Forced Displacement. UNHCR, 2015. www.unhcrexchange.org/old/topics/15810/contents

The Yogyakarta Principles: Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to Sexual Orientation and Gender Identity. International Commission of Jurists, 2007. www.yogyakartaprinciples.org

Working with Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender & Intersex Persons in Forced Displacement. UNHCR, 2011. www.refworld.org/pdfid/4e6073972.pdf